

民法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分は憲法違反であるとの最高裁判所決定があったことに鑑み、当該部分を削除するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 嫡出である子と嫡出でない子の相続分の同等化

民法の規定中嫡出でない子の相続分を嫡出である子の相続分の二分の一とする部分を削除する。

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、平成二十五年九月五日以後に開始した相続について適用する。